

水俣紛争にあつた案でる

総額二千五百万円

廿九日に双方の回答

新日水俣工場と同市漁協間の漁業被害補償に関する紛争については、二十日夜双方から問題解決のあつせんを中村市長を委員長とする九人のあつせん委員に依頼、同委員会はその後、廿六日午後三時半ごろから同市浜下の婦人会館にあつせん委員中村市長ら九人をはじめ工場側池田常務、石野同次長ら四人、漁協側浦上組合長ら交渉委員十六人が集まり、中村あつせん委員長からあつせん案二千五百万円などが提示され双方とも、廿九日午前十時までに同委員長あて返答することになった。

まず同委員長から「あつせん案を提示するにあつて」のあいさつ

ながあり、長野同委員長（県議）から水俣病関係を除く漁業被害補償に関するつぎの三項目にわたるあつせん案の説明に入つた。

①昭和二十九年以降現在までの漁業被害の追加補償について

（イ）同工場が残サイその他のいさいの工業用汚染水を同漁協組合員が漁業権をもつ海面に流したことに對する追加補償金として

一千万円、漁業振興資金千五百万円、計二千五百万円を工場側は漁協組合員に支払ふこと。

（ロ）このうち三百万円は交渉交渉の翌日午前中に支払ひ残りは交渉結後十日以内に支払ふこと。

（ハ）漁協側は工場側に対し、交渉以前にさかのぼつていさいの漁業被害補償の要求をしないこと。

②こん後の漁業被害補償

（イ）同工場が、いさいの汚染水などを漁協が漁業権を持つ海面に流すことに對する補償として工場側は毎年額一百万円を支払ふこと。

（ロ）同補償金額はこん度の国交で工場側が漁協側に対し回答した工場側の汚染水浄化装置を来年三月三十一日まで完成することと案件とする。

（ハ）今後の漁業被害補償に関する契約は期限切れのない契約書とする。

（ニ）漁協側は工場側に対し同契約締結以前にさかのぼる漁業被害の追加補償要求をいっせいにしないこと。

③工場側が漁協側に無償で譲渡すべき埋立地について
（イ）工場、漁協間による廿九年

七月十三日締結した覚書にもつき、工場側が漁協側に無償で譲渡すべき埋立地二千坪（約六万六千平方尺）は、漁業補償に関する契約が締結したのちの満三年以内に同年七月十三日の覚書に記載してある場所の埋立てを完了したうえで漁協に引渡すこと。

（ロ）この埋立ては同工場から排出する残サイなどを埋立てること。このあと浦上漁協組合長から「埋立てに使う工場の残サイは完全なものにしてから行なつてもいい」となどの要望があり同四時すぎ散会した。

なお中村同委員長は、以上のあ

つせん案を長野副委員長が提示する前「双方ともいるいる不満の点もあるが、一般情勢と世論の動向を考え同あつせん案を了承し、一日も早く平和で安定した生活に入るよう要望、さう同あつせん案が了承できないときは委員会としてもこれ以上あつせんを続けることはできない」と表明した。